

だれ ともが暮らしやすい社会づくりに向けたアンケート

* * * 調査ご協力をお願い * * *

ひごろから、市政全般にわたり格別のご支援、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
東大阪市では、「第4次東大阪市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざして様々な施策に取り組んでいます。このたび、計画改定にかかる基礎資料として、市民のみなさまのご意見をお聞きするために市民意識調査を実施します。

このアンケートには、あなたのお名前のご記入は不要です。また、いただいたご回答は、調査の趣旨に沿って全て統計的に集計・分析しますので、個々の回答を他に漏らしたり、そのままの形で公表することはありません。

ご多忙のところ大変恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、アンケートにご協力をくださいますようお願いいたします。

※このアンケートは、市内在住の満18歳以上79歳以下の方を無作為に選んで実施しています。

* * * ご回答にあたってのお願い * * *

- 1 回答方法は、①郵送で回答、または、②WEB（パソコン・スマートフォン・タブレット）で回答、のいずれかとなります。

WEBで回答する場合は、下記のURLもしくは右の二次元コードからアクセスして、アンケートフォームに直接回答を入力してください。

※WEBでの回答にはIDの入力が必要です。なお、IDは重複回答を確認するものであり、個人を特定するものではありません。

URL ≫ <https://src.webcas.net/form/pub/src2/272272jb>



▼ IDはこちら▼

hg20001

- 2 このアンケートには、**封筒宛名のご本人さま**がご回答ください。
（どなたかに代筆いただいてもかまいません）
- 3 ご記入は、鉛筆やボールペンなどはっきりと読み取れる筆記用具をご使用ください。
- 4 ご回答は、回答欄のあてはまる番号を○で囲んでください。ご回答が「その他」の場合は、番号に○をつけ、（ ）内に具体的に記入ください。

ご記入いただいた調査票は、令和6年8月30日（金）までに、

同封の封筒に入れて、切手を貼らずにご返送くださるようお願いいたします。

* * * 調査についてのお問い合わせ * * *

東大阪市 誰もが暮らしやすい社会づくりに向けたアンケート コールセンター

☎ 0120-186-189 （FAX 06-4801-9228）

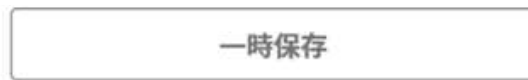
受付時間：月～金曜日（土曜・日曜・祝日除く）午前9時～12時・午後1時～5時

【調査実施主体】東大阪市 多文化共生・男女共同参画課

* * * WEBでの回答の一時保存の方法 * * *

WEBで回答される場合、回答途中での一時保存が可能です。下記の方法をお願いします。

- 1 調査画面ページの下にある「一時保存」のボタンを押してください。



- 2 回答の一時保存に関する画面が表示されます。

回答の一時保存について

ご回答いただいたデータを一時保存しました。

！ ご注意ください

- ・ 回答を再開する場合は、下記の再開URLにアクセスしてください。
 - ※再開URLがわからなくなった場合、保存したデータからの再開はできません。
 - 再開URLはメールで送信するかメモ帳などにコピーし、必ずお控えください。
 - ※ログインページがある場合は、ログイン画面からも再開できます。
- ・ 回答の一時保存期限を過ぎると、回答内容が消去されます。

再開用URL	かいとうさいかいよう ひょうじ 回答再開用のURLが表示されます
回答の一時保存期限	ほぞんきかん やく しゅうかん 保存期間は約1週間です

再開用URLをメールで送信する場合は、下記にメールアドレスを入力し送信ボタンを押してください。

再開用URL送信メールアドレス ※必須	
再開用URL送信メールアドレス(確認用) ※必須	



- 3 上記画面に表示される「再開用URL」を、必ずお控えください。

もしくは、再開用URLのメールでの送信をご希望の場合は、「再開用URL送信メールアドレス」にご自身のメールアドレスを入力し、「メール送信」のボタンを押してください。

※再開URLがわからなくなった場合、保存したデータからの再開はできません。

※回答の一時保存期限を過ぎると、回答内容は消去されます。

※メール送信をした場合は、「higashiosaka@surece.co.jp」のアドレスより、「再開URLのご案内」のメールが届きます。



- 4 一時保存期間（約1週間）以内に、「再開用URL」から回答を再開してください。

仕事についておたずねします

この調査では、「結婚」は法律上婚姻していない、いわゆる事実婚を含みます。
 「配偶者」という場合は、あなたの夫、妻、同居しているパートナーのことを意味しています。
 また、「仕事」という場合は、収入を得る仕事のことを意味しています。

問1 あなたと、配偶者の仕事についてお答えください。（それぞれ○は1つずつ）
 ※配偶者がいない場合は、あなたご自身の欄のみお答えください。

(1) あなたご自身	(2) 配偶者
1 正規社員・職員	1 正規社員・職員
2 非正規社員・職員（契約・派遣社員）	2 非正規社員・職員（契約・派遣社員）
3 非正規社員・職員（パート・アルバイト）	3 非正規社員・職員（パート・アルバイト）
4 自営業、またはその手伝いをしている	4 自営業、またはその手伝いをしている
5 仕事を持っていない ⇒ 問1-3・1-4へ	5 仕事を持っていない

問1-1・1-2については、問1で「1」～「4」のいずれかを回答した方におたずねします。

問1-1 1週あたりの平均労働時間を教えてください。（通勤時間を含む）

(1) あなたご自身	(2) 配偶者
1 週あたり（ ）時間くらい	1 週あたり（ ）時間くらい

問1-2 勤務地はどちらですか。（○は1つ）

※複数の仕事をしている場合は、主な仕事の勤務地をお答えください。

(1) あなたご自身	(2) 配偶者
1 東大阪市内（在宅）	1 東大阪市内（在宅）
2 東大阪市内（在宅以外）	2 東大阪市内（在宅以外）
3 大阪府内（東大阪市内外）	3 大阪府内（東大阪市内外）
4 大阪府外	4 大阪府外

問1-3～1-5については、問1（1）で「5 仕事を持っていない」と回答した方におたずねします。

問1-3 あなたが仕事をしていないのはどうしてですか。（○は主なもの1つ）

1 やりたい仕事がない	2 求職中である
3 家事や子育てをしている	4 介護・看護をしている
5 定年退職した	6 健康上の問題がある
7 学生である	8 働く必要がない
9 働きたくない	10 その他（具体的に： ）

問1-4 あなたは今後、仕事につきたいと思いますか。(○は1つ)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 ぜひ、仕事につきたい | 2 できれば、仕事につきたい |
| 3 仕事につきたいと思わない | 4 わからない |

問1-4で「1」または「2」と回答した方におたずねします。

問1-5 あなたは、今後、仕事につく上で何か不安はありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------------------|----------------------|
| 1 自分のしたい仕事につけるか | 2 自分の資格や能力が通用するか |
| 3 職場の人間関係がうまくいくか | 4 望む賃金が得られるか |
| 5 労働時間・休日・休憩など、望む労働条件
が得られるか | 6 自分の健康状態や体力 |
| 7 家族の理解が得られるか | 8 家事、子育て、介護との両立ができるか |
| 9 年齢制限 | 10 保育施設、学童保育等を利用できるか |
| 11 その他(具体的に：) | 12 特にない |

全員におたずねします。

ワーク・ライフ・バランスについておたずねします

問2 あなたは、ふだんの平日に、家事・育児・介護についてどれぐらいの時間を使っていますか。

(1) 家事に	1日あたり () 時間 () 分くらい
(2) 育児に	1日あたり () 時間 () 分くらい
(3) 家族の介護に	1日あたり () 時間 () 分くらい

問3 あなたは、生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域活動」「個人の生活」のどれを優先していますか。

(1) 希望(理想)と、(2) 現状(現実)について、1番・2番に優先したい又は優先されている事項をお答えください。(それぞれ○は1つずつ)

(1) 希望(理想)		(2) 現状(現実)	
《第1に優先したい》		《第1に優先されている》	
1 仕事	2 家庭生活	1 仕事	2 家庭生活
3 地域活動	4 個人の生活	3 地域活動	4 個人の生活
《第2に優先したい》		《第2に優先されている》	
1 仕事	2 家庭生活	1 仕事	2 家庭生活
3 地域活動	4 個人の生活	3 地域活動	4 個人の生活

問4 今後、性別にかかわらず全ての人がともに仕事と生活の調和を図るためには、どのようなことが特に必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 働く場の確保・再雇用制度の推進・充実
- 2 育児・介護休業制度、短時間勤務制度の普及や取得の促進
- 3 労働条件の整備(在宅勤務、労働時間短縮、時差出勤の普及等)
- 4 ワーク・ライフ・バランスを大切にする意識啓発
- 5 結婚退職、出産退職の慣行をなくす
- 6 「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識をなくす
- 7 家族や配偶者の理解・協力
- 8 昇進や賃金、教育訓練など職場における男女平等の徹底
- 9 保育施設、学童保育など子育て環境の整備・充実
- 10 介護など在宅福祉・施設福祉の整備・充実
- 11 上司や同僚など職場内での理解・協力
- 12 その他(具体的に：)

問5 今後、男性が家事・育児・介護、地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが特に必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 男性の家事・育児・介護などへの男性自身の抵抗感をなくす
- 2 男性の家事・育児・介護などへの女性の抵抗感をなくす
- 3 男性が家事・育児・介護などへ参加しやすい環境をつくる
- 4 夫婦の間で、家事・育児・介護などの役割分担について話し合う
- 5 男性の仕事中心の生き方、考え方を改める
- 6 労働時間の短縮などを進め、仕事以外の時間をより多く持てるようにする
- 7 講習会や研修によって、男性の家事・育児・介護などの技能を高める
- 8 男性の家事などに対する関心が高まるよう啓発や情報提供を行う
- 9 家事・育児・介護などについて男性間の仲間(ネットワーク)づくりをすすめる
- 10 その他(具体的に：)
- 11 どれも必要ない



ワーク・ライフ・バランスとは？

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで取り組むことができる状態のことです。

問6 女性の働き方について、(1) どのような働き方が望ましいと思いますか。(○は1つ)

また、(2) 実際の働き方はどれにあたりますか。(○は1つ)

※ (1)・(2) とともに、男性もお答えください。(2) については、男性は、あなたの配偶者についてお答えください。女性の配偶者のおられない男性は10を選択してください。

	(1) 望ましい 働き方	(2) 実際の 働き方
結婚や出産をするしないに関わらず、働き続ける	1	1
結婚するまで働き、結婚後は家事に専念する	2	2
就労し、出産を機に退職し、家事・育児に専念する	3	3
就労し、出産したら育児休業した後、職場に休業前と同じ働き方で復帰する	4	4
就労し、出産したら育児休業した後、職場に働き方を変えて復帰する	5	5
就労し、出産を機に退職し、家事・育児に余裕ができたなら就労する	6	6
就労せず、出産し、家事・育児に余裕ができてから就労する	7	7
仕事にはつかない	8	8
その他(具体的に:)	9	9
該当しない(男性で、女性の配偶者はいない)		10

暮らしの悩みなどについておたずねします

問7 あなたは、生活の中でどのようなことにストレス(不安や悩み)を感じていますか。

(あてはまるものすべてに○)

1 経済的なこと	2 仕事のこと
3 勉強や進学のこと	4 自分の健康状態のこと
5 家族の健康状態のこと	6 職場・学校の人間関係のこと
7 地域や近所の人間関係のこと	8 恋人のこと
9 家族のこと	10 将来のこと
11 その他(具体的に:)	
12 特になし ⇒ 問8へ	

問7-1・7-2については、問7で「1」～「11」のいずれかを回答した方におたずねします。

問7-1 ストレス(不安や悩み)で生活に困難を感じることはありますか。(○は1つ)

1 とても感じる	2 やや感じる
3 あまり感じない	4 まったく感じない

問7-2 ストレス（不安や悩み）について、誰に相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

1 配偶者・恋人	2 配偶者以外の家族・親族
3 友人・知人	4 職場の上司・同僚や学校の先生・先輩・後輩
5 医療機関（病院・クリニック）	6 公的機関
7 民間の相談機関	8 インターネット（SNSを含む）
9 その他（具体的に：_____）	
10 相談する人はいない	11 どこに相談してよいかわからない
12 誰にも相談しない	

全員におたずねします。

問8 同居している人と、会話などのコミュニケーションをどれくらいとっていますか。（○は1つ）

1 ほぼ毎日	2 週 2～3 回程度	3 週 1 回程度
4 2 週間に 1 回程度	5 月 1 回程度	6 年に数回程度
7 まったくない	8 同居している人はいない	

問9 同居していない家族や友人と、どれくらいコミュニケーションをとっていますか。

コミュニケーション手段別にお答えください。（それぞれ○は1つずつ）

	ほぼ毎日	少なくとも 週 1 回	少なくとも 月 1 回	年に数回程度	まったくない
顔を合わせた会話	1	2	3	4	5
電話	1	2	3	4	5
SNS・メール	1	2	3	4	5

問10 もしあなたが自身が介護を要する状態になった場合、主に誰に介護をしてもらいたいですか。

（○は1つ）

1 配偶者	2 息子
3 娘	4 息子の配偶者
5 娘の配偶者	6 きょうだい
7 その他の家族・親族等（具体的に：_____）	8 友人・知人
9 ヘルパー等の介護従事者	10 施設での介護
11 その他（具体的に：_____）	12 わからない

こ　　そだ　かた　きょういく 子どもの育て方や教育についておたずねします

問11 あなたは、次のことについて、子どもにどのくらい身につけてほしいと思いますか。
(項目ごとに○は1つずつ) ※子どものいない方も仮にしていると想定してお答えください。

	男の子				女の子			
	必ず身につけるべき	できれば身につけてほしい	あまり身につけなくてよい	身につけなくてよい	必ず身につけるべき	できれば身につけてほしい	あまり身につけなくてよい	身につけなくてよい
自立できる経済力	1	2	3	4	1	2	3	4
家事・育児の能力	1	2	3	4	1	2	3	4
家族や周囲の人と協調して円滑に暮らす力	1	2	3	4	1	2	3	4
リーダーシップ	1	2	3	4	1	2	3	4
個性を伸ばすこと	1	2	3	4	1	2	3	4
自分の意思によって社会とかかわる力	1	2	3	4	1	2	3	4
困った時に助けを求める力	1	2	3	4	1	2	3	4

問12 男女共同参画社会を進めるために、保育施設・幼稚園・小学校・中学校でどのような取り組みが重要だと思われますか。(あてはまるものすべてに○)

- 性別にかかわらず全ての人の平等の意識を育てる授業をする
- 性別によって偏ることなく、個人の能力、個性、希望を大事にした進路指導をする
- 年齢に応じて、「性」は人間の尊厳に関わるものであることを教える
- 保育士や教職員へ、男女平等教育に関する研修を充実する
- 園長や校長など管理職に女性を増やしていく
- 性別にかかわらず全ての人が平等に家庭の責任を果たすことの大切さを教える
- メディア(テレビやインターネットなど)の情報を正しく読み解き、役立てる能力を養う教育を進める
- 保護者会などを通じて保護者に男女共同参画の啓発をする
- 多様な性や文化、生活習慣などへの理解を深めるための教育を進める
- その他(具体的に：)
- 特になし

ぼうさい さいがいふっこうたいさく
防災・災害復興対策についておたずねします

問13 防災・災害復興対策において、性別による違いや多様性に配慮した視点を防災に活かすために、どのような取り組みが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 性別にかかわらず多様な人が参加できる防災訓練や防災講演会に取り組む
- 2 避難所の運営や備蓄物資の配備について、性別にかかわらず多様な人の意見を取り入れる
- 3 自治会や地域の自主防災組織の女性リーダーを増やす
- 4 市の防災会議、防災担当に女性の委員、職員を増やす
- 5 性別や立場によって異なる災害時の備えについて理解を深める
- 6 日頃から性別にかかわらず全てのひととのコミュニケーション・地域のつながりを大切にする
- 7 日頃から性別にかかわらず全ての人の平等や、男女共同参画についての意識を高める
- 8 その他(具体的に:)
- 9 どれも必要ではない
- 10 わからない

問14 大規模災害が発生した場合、避難所生活を強いられる可能性があります。仮に避難所生活になった場合、あなたは避難所の運営等に何らかの形で関わりたいと思いますか。(〇は1つ)

- 1 避難所運営の中心的役割として関わりたい
- 2 避難所運営のサポート(手伝い役)として関わりたい
- 3 避難所運営は他の住民に任せたい、避難所運営に自分自身に関わるのは難しい
- 4 その他(具体的に:)



じしゅぼうさいそしき
自主防災組織とは？

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。東大阪市では校区自治連合会の組織を活かして結成されています。

災害による被害を最小限に食い止め、地域住民の生命と財産を守っていくためには、地域住民自らが災害の初期の段階で適切な防災活動を行うことが大変重要となります。

性的あり方についておたずねします

問15 性的マイノリティの方々にとって、現在の社会には偏見や差別があると思いますか。(〇は1つ)

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえばそう思う |
| 3 どちらかといえばそう思わない | 4 そう思わない |

問16 性的マイノリティの方々にとって、偏見や差別をなくし生活しやすい社会を実現するためには、どのような対策が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)

- 偏見や差別解消等を目的とする、法律や条例等の整備
- 生活環境での配慮（性別に関係なく選べる制服、多目的トイレの設置など）
- 市独自の（婚姻に準ずる）同性パートナーシップ制度等を導入する
- 児童・生徒に対する教育の充実
- 誰もが働きやすい職場環境づくりの取り組み
- 誰もが平等に受けられる医療・公共サービス・社会保障の整備
- 相談窓口や当事者同士が話せる場所の充実
- 行政による市民への周知啓発活動の実施
- 行政職員や小中高校などの教職員に対する研修の実施
- 性別記載欄の見直し
- その他（具体的に：)
- どれも必要ではない



性的マイノリティとは？

性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が同性や両性であったり、性自認（自分の性別をどう認識しているか）が身体的性別と一致していないなどの人々のことです。

はいぐうしゃ こいびとかん ぼうりよく
配偶者や恋人間の暴力についておたずねします

問17 あなたは、過去5年間で配偶者や恋人に、次のようなことをされたり、したことがありますか。

(それぞれあてはまるものすべてに○)

※過去5年間に配偶者や恋人がいない場合は、問18に進んでください。

	(1) されたこと			(2) したこと		
	何 度 も あ っ た (ある)	1、 2 度 あ っ た (ある)	ない	何 度 も あ っ た (ある)	1、 2 度 あ っ た (ある)	ない
身体的暴力 (殴る蹴る、首をしめる、つきとばす、髪を引っ ぱる、物をなげつける など)	1	2	3	1	2	3
精神的暴力 (どなる、脅す、ばかにする、無視する、自殺を ほのめかす など)	1	2	3	1	2	3
性的暴力 (性行為を強要する、避妊に協力しないなど)	1	2	3	1	2	3
経済的暴力 (生活費を渡さない、外で働かせない、借金を 繰り返す など)	1	2	3	1	2	3
社会的暴力 (外出を制限する、メールや電話をチェックす る、友人や家族と会わせない など)	1	2	3	1	2	3
子どもを利用した暴力 (子どもを取り上げると脅す、子どもに暴力を みせる など)	1	2	3	1	2	3

問17 (1) で「1」または「2」に1つ以上○をした方におたずねします。

問17-1 問17のようなことをされたとき、誰に相談しましたか。(あてはまるものすべてに○)

- 二人(夫と妻、パートナー・恋人同士)で話し合った
- 親やきょうだい、親類に相談した
- 友人・知人に相談した
- 職場・学校に相談した
- 公的機関(市役所、男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センターなど)に相談した
(電話相談を含む)
- 民間の機関(支援グループなど)に相談した
- 医療機関に相談した
- 警察に連絡、相談した
- その他(具体的に：)
- どこにも相談しなかった、また、相談できなかった ⇒ 問17-2へ

問17-1で「10 どこにも相談しなかった、また、相談できなかった」と答えた方におたずねします。

問17-2 どこにも相談しなかった、また、相談できなかったのはなぜですか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 どこに(誰に)相談したらよいのかわからなかった
- 2 恥ずかしくて誰にも言えなかった
- 3 相談しても無駄だと思った
- 4 相談したことがわかると仕返しをされたり、さらに暴力をふるわれると思った
- 5 自分さえ我慢すればやっていけると思った
- 6 自分にも悪いところがあると思った
- 7 相談するほどの事ではないと思った
- 8 その他(具体的に：)

全員におたずねします。

問18 配偶者や恋人から暴力の被害にあった際の相談機関や窓口として、あなたが知っているところはある
ますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 東大阪市配偶者暴力相談支援センター(DV相談室)
- 2 東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム みんなの相談室
- 3 大阪府女性相談センター
- 4 大阪府東大阪子ども家庭センター(DV専用)
- 5 警察
- 6 DV相談+ (プラス) 内閣府相談窓口
- 7 地域の相談窓口(人権擁護委員、民生委員・児童委員)
- 8 その他(具体的に：)
- 9 いずれも知らない

だんじょきょうどうさんかくしゃかい けいせい かん いしき
男女共同参画社会の形成に関する意識についておたずねします

とい 問19 あなたは、次の考え方についてどう思いますか。（それぞれ○は1つずつ）

	そう 思う おも	そう 思う おも どちらか といえ ば	い え な い ど ち ら と も	そう 思 わ な い ど ち ら か と い え ば	そう 思 わ な い おも
「男は仕事、女は家庭」という男女で役割を固定 した考え方	1	2	3	4	5
男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい	1	2	3	4	5
妻や子どもを養うのは男性の責任である	1	2	3	4	5
育児や介護、病人の世話は、男性より女性がする方がよい	1	2	3	4	5
子どもが3歳くらいまでは母親のもとで育てる方がよい	1	2	3	4	5
男性の方が女性より、管理職としての資質がある	1	2	3	4	5

とい 問20 あなたは、社会における次の分野において、男女が平等になっていると思いますか。
（それぞれ○は1つずつ）

	そう 思う おも	そう 思う おも どちらか といえ ば	い え な い ど ち ら と も	そう 思 わ な い ど ち ら か と い え ば	そう 思 わ な い おも
学校教育の場では	1	2	3	4	5
雇用の機会や働く分野では	1	2	3	4	5
職場（賃金や待遇など）では	1	2	3	4	5
家庭生活の場では	1	2	3	4	5
地域活動、社会活動への参加では	1	2	3	4	5
社会通念・慣習やしきたり（冠婚葬祭など）では	1	2	3	4	5
法律や制度では	1	2	3	4	5
政治・経済活動への参加では	1	2	3	4	5
社会全体からみて	1	2	3	4	5

問21 あなたは、「男女共同参画社会」を推進するために、どのような活動に参加したいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

1	男女共同参画社会をめざした制度や施策の制定や見直しについての意見を述べたり、提案をする
2	政策決定の場に積極的に参加する
3	性別等にかかわらず全ての人の平等と相互の理解や協力についての学習会を開催したり、参加したりする
4	女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、教育などの活動に参加する
5	子育て支援に関する活動に参加する
6	高齢者や障害者の介助のための活動に参加する
7	女性に対する暴力防止のための活動に参加する
8	男女共同参画センターで開催される学習会や講演会に積極的に参加する
9	多様な性や文化、生活習慣などに関する理解を深めるための交流の場に参加する
10	その他(具体的に：)
11	特になし

問22 あなたは、次の言葉や東大阪市の取り組みをご存じですか。
(それぞれに○は1つずつ)

	よく知っている	聞いたことがある	知らない
男女共同参画社会	1	2	3
ダイバーシティ	1	2	3
アンコンシャス・バイアス	1	2	3
ジェンダーギャップ指数	1	2	3
SOGI	1	2	3
SDGs	1	2	3
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	1	2	3
デートDV	1	2	3
大阪府パートナーシップ宣誓証明制度	1	2	3
東大阪市長男女共同参画センター・イコラム	1	2	3

問23 男女共同参画社会実現のためのご意見など、ご自由にお書きください。

最後にあなたやご家族のことについておうかがいします

問24 (必須回答) あなたの性別を教えてください。(○は1つ) ※自認する性をお答えください

1 男性	2 女性
3 どちらともいえない	4 答えたくない

問25 (必須回答) あなたの年齢を教えてください。(○は1つ)

1 20歳未満	2 20～29歳	3 30～39歳	4 40～49歳
5 50～59歳	6 60～69歳	7 70歳以上	

問26 あなたが現在、同居しているご家族をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1 配偶者	2 子ども(12歳以上)
3 子ども(11歳以下)	4 親(配偶者の親を含む)
5 祖父母(配偶者の祖父母を含む)	6 子どもの配偶者
7 孫(孫の配偶者を含む)	8 きょうだい
9 その他()	10 ひとり暮らし

問27 あなたご自身の令和5年中の収入(税込み)はおおよそいくらでしたか。(○は1つ)

1 収入はない	2 103万円未満	3 103～200万円未満
4 200～300万円未満	5 300～500万円未満	6 500～700万円未満
7 700～1,000万円未満	8 1,000万円以上	

問28 あなたの世帯の令和5年中の収入(税込み)はおおよそいくらでしたか。(○は1つ)

1 収入はない	2 103万円未満	3 103～200万円未満
4 200～300万円未満	5 300～500万円未満	6 500～700万円未満
7 700～1,000万円未満	8 1,000万円以上	9 わからない

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

用語の解説

名称 (50音順)	内容
あ	か こ けいけん まわ かんきょう じ ぶん じ しん き み 過去の経験や周りの環境などから、自分自身では気づかないうちに身についた ものの見方やとらえ方の偏りのこと。性別に基づくアンコンシャス・バイアスは、 しゅうろう ば ち いき しゃ かい がっ こう げん ば か てい とう ぼ めん む 就労の場や地域社会、学校現場、メディア、家庭等のあらゆる場面において無 い しき だん じょ やくわり たい こ ていてき か ち かん あた 意識に男女の役割に対する固定的な価値観を与えることがある。
	ねん がつ こくれん さいたく じ ぞく か のう かい はつ 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030ア ジェンダ」に記載されている、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す こくさいもくひょう ばん め びょうどう じつ げん せつてい 国際目標のこと。17の目標の5番目に「ジェンダー平等の実現」が設定される とともに、すべての目標達成において必要不可欠であるとの重要性が明示され てい いる。
	おおさか ふ じつ し せいてき とう じ しゃ かた たが じん せい 大阪府で実施している、性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパート ナーとすることを宣誓された事実を公に証明する制度。大阪府で宣誓をされた かた ひがしおおさかしえいじゅうたく おう ぼ し かく 方は、東大阪市宮住宅の応募資格がある。
さ	かつこく だん じょ かん かく さ はか せ かい けい ざい まいとしはっぴよう 各国の男女間の格差を測るために、世界経済フォーラム (WEF) が毎年発表し てい いる し じょう に ほん こくちゅう い はっぴよう ている指標のこと。日本は146か国中118位 (2024.6.12発表)。
	せいてき し こう せい じ にん かしら も じ 性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字を とった略称。 ソ ジ とくてい せいてき し こう せい じ にん ひと も ※SOGIは、特定の性的指向や性自認の人のみが持つものではなく、すべての ひと も 人が持つものです。
た	た よう せい せい べつ こく せき ねん れい かか た よう こ せい ちから はっ き 「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、 きょうぞん しゃ かい しゃ かい 共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
	だん じょ しゃ かい たい とう こう せい いん みづか い し しゃ かい ぶん や 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野 かつどう さんかく き かい かく ほ だん じょ きんとう せい じ てき けい ざいてき における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、 しゃ かい てき およ ぶん か てき り えき きょうじゆ とも せき にん にな しゃ かい 社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会 だん じょ きょうどうさんかくしゃかいきほんほう だい じょう のこと。 (「男女共同参画社会基本法」第2条より)
	かん お ぼうりよく なぐ け ぼうりよく ちょうさひよう カップル間で起こる暴力のこと。※殴るだけが暴力ではなく、調査票の とい き さい こうもく ぼうりよく 問17に記載している項目もすべて暴力にあたります。
は	わか え い わ た えき まえ き ら り かい だん じょ きょうどうさんかくしゃかい じつ げん む かつどう 若江岩田駅前「希来里」6階にある、男女共同参画社会の実現に向けた活動の きょてん し せつ じょうほうていきょう こう ざ じっ し し みんなつどう かつどう 拠点施設。情報提供、講座・イベントの実施、市民活動グループなどへの活動 ば ていきょう なや そうだん じ ぎょう おこな の場の提供、さまざまな悩みの相談などの事業を行っている。
ら	せい せいしよく しんたいてき リプロダクティブ・ヘルス/ライツ せい しんてき しゃ かい てき りょうこう じょうたい (性と生殖に関する けんこう けん り 健康と権利) リプロダクティブ・ヘルスとは、性と生殖にかかわるすべてにおいて、身体的に も精神的にも社会的にも良好な状態であること。リプロダクティブ・ライツは、 リプロダクティブ・ヘルスを実現するために保障されなければならない、自己決 てい しょ けん り 定などの諸権利のこと。

こま 困ったことがあれば、まずはご連絡ください。 秘密厳守！ 相談はすべて無料です

イコーラム みんなの相談室

休館日：月曜日（祝日・振替休日の場合は開館し、
その翌平日が休館）、年末年始（12月29日～1月3日）

女性相談員による電話相談

女性相談員がさまざまな悩みや
困りごとの相談に応じます。
火曜日～日曜日（休館日は除く）

10:00～16:00

☎ 072-960-9206

男性相談員による電話相談

男性相談員がさまざまな悩みや
困りごとの相談に応じます。

第1土曜日 / 13:00～17:00

第3水曜日 / 19:00～21:00

☎ 072-966-5002

メール相談

毎日受け付けています。
返信は休館日・送信日を除いて
3日以内。

回答に時間を要する場合は、一
旦受付メールを送信します。

✉ e-soudan@nifty.com

面接相談（予約制）

DV・子育て・ひきこもり・不登
校など、日々の生活でのさまざま
な悩みを傾聴し、解決に向けて

専門相談員と一緒に考えます。
火曜日～日曜日（休館日は除く）

10:00～16:00

希望により夜間も可能です。

相談員は男性・女性どちらも可。

弁護士相談（予約制）

生活の中で起こるさまざまなトラ
ブルや法律上の問題について相
談に応じます。

相談実施日は弁護士と日程調整
の上、決定します。

弁護士は男性・女性どちらも可

外国語での相談（予約制）

悩みや困りごとを外国語でお聞
きします。

《日本語が話せる方の電話予約》
火曜日～日曜日（休館日は除く）

10:00～16:00

☎ 072-960-9205

《日本語が話せない方の電話予約》
火曜日～金曜日（市役所が開いている日）

10:00～16:00

☎ 06-4309-3311

（市役所内の多文化共生情報プラザ）

面接・弁護士相談の電話予約はこちら
火曜日～日曜日（休館日は除く） 10:00～16:00
☎ 072-960-9205

DVに関する相談

東大阪市配偶者暴力相談支援センター （DV相談室）

配偶者等からの暴力（DV）に悩む方へ。
まずはお電話を。専門相談員が対応します。

月曜日～金曜日

（祝日・12月29日～翌年1月3日を除く）

9:00～17:30

☎ 06-4309-3191

DV相談 +（内閣府）

電話・メール 24時間受付

☎ 0120-279-889

チャット相談（10か国語対応）

12:00～22:00

メール・チャットは
こちらから⇒



大阪府東大阪子ども家庭センター （DV専用）

配偶者等からの暴力（DV）に関する相談
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

9:00～17:45

☎ 06-6721-2077

大阪府女性相談センター

配偶者等からの暴力に関する相談
家族や男女関係のトラブル等の相談

平日9:00～20:00 / 土日9:00～17:00

☎ 06-6949-6022

（祝日、年末年始を除く。日曜日が祝日の場合、
日曜日は開庁し、振替の月曜日が閉庁）

夜間・祝日は ⇒ ☎ 06-6946-7890

FAX相談は ⇒ fax 06-6940-0075